



「i.i.imabari! Smile Market」出展者募集！！

コロナ禍での巣ごもり需要へ対応するため、リアル会場を360°カメラで撮影し、リアルとバーチャルを融合させたネット上の仮想空間内において、本市の特産品や各種コンテンツ、観光サービス等の情報発信、販路開拓を行う「アイアイ今治スマイルマーケット（バーチャル）」を開設いたします。このスマイルマーケット内へのブース出展希望者を次のとおり募集いたします。

1 出展対象者

次の全てを満たす者とします。

- (1) 本社、本店又は主たる事務所が今治市内にある者
- (2) 出展する内容のECサイトを有する者
- (3) 今治市税、消費税及び地方消費税の滞納がない者
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

2 出展内容（撮影会場で展示できるもの）

- (1) 今治産の農水産物
- (2) 今治市内で加工したもの（食品・非食品）
- (3) 今治市を発着とする旅行商品等
- (4) その他、今治の魅力発信やPRに寄与する産品等
- (5) 上記（1）～（4）のいずれかを出展する事業者のその他情報発信等

3 出展（撮影）会場及びイメージ

- (1) みなと交流センター（はーばりー）みなとホール内
- (2) デザインイメージは、別紙のとおりです。

4 ブース数及びスペース

- (1) 20ブース。1事業者あたり1ブース（1,500×750mm）
- (2) 2事業者が協力し1ブースを申請できますが、代表担当者が必要となります。
- (3) ブースイメージは、別紙のとおりです。
- (4) イメージの什器及びサインは用意しますが、冷蔵ショーケースなど独自で用意した場合はご相談ください。



5 スマイルマーケット（バーチャル）とは

- (1) 360°カメラで撮影し、現実の空間を高画質なデジタル空間でリアルに体験できる仮想空間で、出展事業者は、写真や動画だけでは伝えきれない、商品等の魅力を伝えることができます。
- (2) 来訪者は、スマイルマーケット内をゲーム感覚で自由に散策でき、リンク先の出展事業者 EC サイトで買い物等が楽しめます。
- (3) 出展事業者は、ホームページや、EC サイト、イベント情報、動画などの各種コンテンツを、ブース内に3つまで埋め込むことができます。2 事業者が協力して1ブース申請された場合は、1ブースにつき4つまでといたします。
- (4) 一度撮影したモノは、商品の変更等による撮り直しや差し替えはできませんので、ご注意ください。
- (5) 出展を希望する際に、会場をテスト撮影したデモ画面を閲覧したい場合は、ご連絡ください。

6 出展（撮影）期間

- (1) 12 月中を目途に土・日・月曜日の3日間程度（初日設営、2日目撮影、最終日撤去）
- (2) 搬入については、2日目の朝、搬出は撮影終了後を想定しています。
- (3) リアル会場の模擬店として出展していただきます。
- (4) 実際には、設営のみで、販売等は行いません。販売員等の配置は不要です。

7 スマイルマーケット開設期間

開設後、年度末まで

8 出展料

- (1) 1ブースにつき、1万円（税込）
- (2) 2事業者が1ブースで出展する場合は、1事業者につき、6千円（税込）となります。
- (3) 事業者 EC サイトでの売上げにかかる手数料等は必要ありません。
- (4) その他展示等に要する費用は各事業者にて対応いただきます。
- (5) 支払いについては、出展事業者選定後に別途ご連絡いたします。



9 申込方法

出展を希望される方は、別紙「申込書」を下記主催者までメール又は郵送にて提出してください。2事業者で申込する場合は、「申込書(2事業者用)」により、代表事業者が提出してください。

10 申込期限

10月20日(水) 17時15分まで(郵送の場合、当日消印有効)

11 事業者選定

出展希望者の中から、業種や出展内容等により選定いたします。出展事業者は、選定内容に関する異議の申し立てはできません。

12 広報宣伝(予定)

- (1) 今治市広報及びアイアイ今治 HP、SNS (Facebook 及び Instagram) での周知
- (2) 松山空港内デジタルサイネージで情報発信
- (3) マスコミ(今治記者クラブ)への情報提供
- (4) チラシ配布
- (5) その他、各出展事業者による広報活動など

13 売上金額等報告

出展事業者は、スマイルマーケット開設後、毎月翌月末までに、事業者 EC サイト全体の売上金額及び前年同月の売上金額等を報告してください。

14 その他

- (1) 出展内容にあるとおり、今治市の魅力ある商品やサービスに関わるものが必ず必要となりますが、事業者 EC サイト内は、該当しない商品やサービスの掲載があってもかまいません。
- (2) 開設期間中は、出展を取りやめすることはできません。また、コンテンツの内容や埋め込み URL などに変更がある場合は、必ず事前に主催者へ連絡してください。
- (3) 申込内容等に、疑義が生じた場合は、逐次問合せさせていただきます。



- (4) 出展（撮影）期間中は、主催者は、展示商品等への善管注意義務を払いますが、天災その他の不可抗力による損傷、紛失、火災、盗難等の事故についてその責任を負いませんのでご了承願います。
- (5) 出展事業者は、主催者の指示に従ってください。
- (6) 不明な点等ございましたら主催者までご連絡ください。
- (7) 開催終了後などで、アンケート等にご協力ください。

15 主催者（問合・申込先）

〒794-8511

今治市別宮町 1-4-1

今治ブランド戦略会議（今治市役所産業部営業戦略課内）

担当：青野、吉松、住吉、越智康

TEL：0898-36-1554

FAX：0898-33-8066

e-mail：eigyous@imabari-city.jp